

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為であり、いじめの問題は、学校を含めた社会全体の課題です。

次代を担う子どもたちが、安全・安心な教育環境下でたくましく生きる力を育てていくようにするためには、その阻害要因となるいじめをなくす取組を継続して展開していかなければなりません。

草津市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、平成26年10月に草津市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定し、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものという認識のもと、「いじめを許さず見逃さない子ども」の育成に努め、学校、家庭、地域その他関係者の具体的な連携のもとで、いじめの防止のための対策に取り組んできました。

このたび、国が「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月）を改定し、同年9月に県が「滋賀県いじめ防止基本方針」を改定したこと、さらに「市基本方針」の策定後3年が経過し、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化等に対応する必要があるため、市基本方針を改定します。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義

法第2条では、次のようにいじめを定義しています。また、その具体的な態様は以下のとおりです。

（定義）

第2条 いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）心理的な影響を与える行為の具体的な態様

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) 物理的な影響を与える行為の具体的な態様

- ア ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- イ 金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ウ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する機会が多いことを考慮することや、「物理的な影響」については、身体的な影響の他に金品の要求や行為の強要等があること、さらには、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があること等を踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、いじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する必要があります。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法では、第3条でその基本理念を次のように示しており、市もこれを基本理念として、いじめの防止等の対策に取り組みます。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「子どもの目線」に立ち、学校が一丸となって組織的で迅速な対応を行うことが必要です。児童生徒それぞれの人格を尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の気持ちや、その置かれている様々な環境を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。

また、いじめの未然防止には、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童生徒自身による主体的な活動が重要です。

いじめの問題への対応は、学校のみならず社会における重要課題と認識し、社会総がかりで取り組む必要があるため、家庭や地域、関係機関と積極的に連携することも重要です。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。このことを踏まえてより根本的ないじめの問題を克服するためには、全ての児童生徒を対象に、いじめは決して許されないことの理解を促し、その未然防止を図ることが大切です。

このためには、いじめを生まない環境をつくり、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育ていけるよう、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めていかなければなりません。そのためには、次のような措置が必要です。

- ① 教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。
- ② 児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童生徒の発達段階に並び、児童生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解することができる心の育成を図るとともに、児童生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。
- ③ 児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、校内でいじめ根絶や命の大切さを呼びかける活動等、主体的な活動を進め、児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組み、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。
- ④ 発達障害を含む障害のある児童生徒や外国人児童生徒、性同一性障害等に係る児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必

要な指導を組織的に行います。

- ⑤ いじめの問題の本質や取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発を進めます。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめの迅速な解決につながることから、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要です。そのために、次のような措置が必要です。

- ① 日頃から子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、的確な関わりを持ち、いじめを軽視せず積極的に認知します。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。
- ② 教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。
- ③ 児童生徒にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声かけをするなど、児童生徒との信頼関係を築きます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

(3) いじめへの対処

いじめを認知した段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要があります。学校は、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処について理解を深めるとともに、学校における組織的な体制を整備するとともに、いじめを認知した際には、次のような措置をとることが必要です。

- ① いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、速やかに「学校問題対策委員会」において対処します。
- ② いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携し、適切な支援に努めます。
- ③ 保護者や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

なお、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。

a. いじめ行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。

b. 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、面談等により確認できていること。

いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要があります。

また、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条の規定に違反し得ることになります。教職員がいじめを発見し、または、相談を受けた場合には、速やかに、学校問題対策委員会に、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(4) 関係機関および家庭や地域との連携

いじめの問題への対応において、学校だけで適切な対応が困難な場合には、福祉、司法、医療、警察等の関係機関との適切な連携が必要になります。それらの関係機関との適切な連携を図るため、日頃から学校や市教育委員会と関係機関との情報共有を進めます。

また、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、家庭や地域との連携が必要なことから、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が連携する機会として、コミュニティ・スクールや地域協働合校を活用するなどの対策を推進します。

4 いじめの防止等に関する社会の役割

いじめの防止等のための対策を総合的に推進するためには、子どもに関わる全ての大人がそれぞれの役割を果たすとともに協働した取組を展開することが大切です。また、いじめを認知したときは、適切な支援や指導を効果的に施さなければなりません。

(1) 市の役割

- ① いじめの防止等に関する市基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止および解決を図るための必要な施策を総合的に実施します。
- ② いじめの未然防止および早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った子ども等に対する適切な指導の推進、いじめに関する相談体制の充実、コミュニティ・スクールや地域協働合校の活用などによる学校や家庭、地域、関係機関との連携強化に努めます。
- ③ いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速にいじめの解決のために必要な施策を総合的に実施します。

(2) 学校の役割

- ① 教育活動全体を通じ、全ての児童生徒にいじめは決して許されない行為であることの理解を促します。
- ② 豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、人を思いやる心などの社会性を育み、各校において策定する学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめをなくす取組の充実を図ります。
- ③ いじめの問題に組織的に対応するため、いじめの防止等を推進するための組織を確立し、いじめを受けた児童生徒を守り抜く体制を構築します。
- ④ 「支え合う仲間づくり」や「自分たちの問題を自分たちでよりよく解決していく力の育成」、「問題解決のために他者にはたらきかける力の育成」を主眼に、児童生徒たち自らがいじめをなくしていこうとする自主的な活動の推進に努めます。

(3) 家庭の役割

- ① いじめを許さない心を育てるために、自分と他人の存在を等しく認め、自他の生命を大切にできる子どもの育成や社会生活を営むうえで必要となる規範意識の醸成に努めます。
- ② 毎日の生活の中で、温かい人間関係のもと、子どもが何でも話せる環境づくりを大切にします。
- ③ いじめを発見したり、いじめの疑いがあると認めたりしたときは、速やかに学校や関係機関に相談、通報し、いじめの早期解決に努めます。

(4) 地域の役割

- ① スクールガードの取組などを通じて、子どもを社会全体で見守り、子どもが安心して生活ができる環境づくりに努めます。
- ② 子どもに関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときには、関係する学校や家庭に情報を提供し、連携していじめの防止に努めます。
- ③ 地域行事を通して子どもが主体的に活動できる場を提供したり、地域の関係団体が学校や家庭といじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、地域ぐるみの活動を進めていきます。

(5) 関係機関の役割

- ① いじめの様々な態様にその専門性をいかして即時対応することができるようにいじめの問題に関する相談や通報の窓口を明確にします。
- ② 日頃から学校や家庭、地域と連携を深めることが重要です。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

本市では、市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、以下の組織を設置するとともに、必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(1) いじめ問題に関する組織の設置

① 草津市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関する機関および団体との連携強化を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、条例により、学校、市教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される草津市いじめ問題対策連絡協議会（以下「市いじめ問題対策連絡協議会」という。）を設置します。

② 草津市立学校いじめ問題調査委員会

市いじめ問題対策連絡協議会と市教育委員会との円滑な連携のもとに、市基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、学校における重大事態等に関して必要な調査を行うため、法第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき、条例により市教育委員会の附属機関として草津市立学校いじめ問題調査委員会（以下「市立学校いじめ問題調査委員会」という。）を設置します。

この附属機関には、専門的な知識および経験を有する第三者の参画を図り、公平性・中立性を確保します。

③ 草津市いじめ再調査委員会

学校における重大事態に関し、法第30条第2項の規定に基づく調査を行うため、条例により市長の附属機関として草津市いじめ再調査委員会（以下「市いじめ再調査委員会」という。）を設置します。

この附属機関には、専門的な知識および経験を有する第三者の参画を図り、公平性・中立性を確保します。

(2) 市におけるいじめの防止等に関する措置

- ① 市いじめ問題対策連絡協議会により本市のいじめ事案の状況等を確認し、いじめの防止等の対策が適切に行われるよう、学校や家庭、地域、関係機関の連携強化など、必要な体制の整備に努めます。
- ② 人権意識の高揚を図り、いじめをはじめとするあらゆる差別・不合理の解消にむけた取組を多角的に展開します。
- ③ 学校におけるいじめの問題への対策を支援するため、生徒指導加配教員等の配置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者の活用を進めます。
- ④ いじめ防止等の取組が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員その他児童生徒の教育に携わる関係者の資質の向上のための研修の機会を設け、指導や支援の充実を図ります。
- ⑤ 学校の働き方改革の推進により、教職員が子どもと向き合える時間の確保を図ります。
- ⑥ 広くいじめの問題等に関する悩みや相談に応じることができるよう相談窓口を提供するとともに、その啓発に努めます。
- ⑦ いじめを防止することの重要性やインターネット上のいじめの現状や危険性など、児童生徒の実態に合わせた、いじめの防止等に向けた啓発を推進します。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、国が示した『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』に十分留意し、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、共通理解を図ったうえで、教職員全員が一致協力した体制を確立し、市教育委員会との適切な連携のもと、学校の実情に応じた対策を進めます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」または本基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じ、いじめの防止等の取組の基本的な方向性や、その取組の内容等をまとめ、「学校いじめ防止基本方針」として策定します。

また、策定した「学校いじめ防止基本方針」については、各学校のホームページへの掲載等により公表するとともに、児童生徒、保護者等に説明するものとします。

(2) 学校問題対策委員会の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等の対策のための組織として、複数の教職員、必要によりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の心理や福祉等に関する専門家その他の関係者により構成される学校問題対策委員会を設置します。

この学校問題対策委員会は、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関との連携、いじめの問題に係る教職員の資質向上のための校内研修等に関する学校の組織的な取組の中心的な役割を果たすものです。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ① いじめの生まれる背景やその特質、配慮を要する児童生徒への対応、具体的な指導上の留意点等に加え、インターネット上のいじめなど、いじめの最新動向について、校内研修や職員会議を通じて教職員全員の共通理解を図り、組織的な対応を行います。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を育むとともに、お互いの人格を尊重できる豊かな情操を養い、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。
- ③ 児童会・生徒会活動の活性化を図り、児童生徒自らがいじめの問題について学び、いじめの防止を訴えるような、児童生徒自身の主体的な活動を推進します。
- ④ スマートフォンを利用したいじめなど、インターネット上のいじめが発生していることに鑑み、情報モラルを身につけさせるための教育を推進します。
- ⑤ 定期的ないじめに関するアンケートの実施や教育相談活動、家庭や地域との連携等により、いじめの早期発見に努め、児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めます。
- ⑥ 学校問題対策委員会を開催し、いじめ事案の事実関係や状況等を確認するとともに、いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒や周囲の傍観者等に対する指導・支援や対応方法の迅速な確立、市教育委員会や関係機関への報告・連携等、いじめに対する対策が適切に行われるよう努めます。

- ⑦ 学校における働き方改革の推進により、教職員が子どもと向き合える時間の確保を図ります。
- ⑧ コミュニティ・スクールや地域協働合校の取組をいかしながら、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校のいじめ防止基本方針等について理解を得ることで、学校、家庭、地域との連携を進めます。

(4) 学校評価の実施

いじめの防止等の対策について、学校評価の評価項目に位置付けます。

評価を行うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価します。

3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿って適切に対応します。

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条第1項各号に次のように規定されるものであり、その解釈については、以下のとおりです。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【解釈】

a. 「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

b. 「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合や、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。報告を受けた市教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

(3) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、その事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、アンケート調査の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

調査に当たっては、関係する児童生徒のプライバシー保護に努めるなど、関係者の個人情報に十分配慮するとともに、アンケート調査を行う場合は、その内容をいじめを受けた児童生徒やその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる関係者に説明する等の措置を講じます。

(4) 学校または市立学校いじめ問題調査委員会による調査

重大事態が発生したときの調査は、学校の学校問題対策委員会が主体となっていく場合と、市教育委員会附属機関の市立学校いじめ問題調査委員会が主体となっていく場合があります。

学校主体の調査では重大事態への対処や同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に大きな支障が生じるおそれがあるような場合には、市立学校いじめ問題調査委員会が調査を行い、その結果をいじめを受けた児童生徒やその保護者に説明し、市長に報告します。

(5) 調査結果を受けた市いじめ再調査委員会の再調査および措置

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に関する重大事態への対処や当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、市いじめ再調査委員会において調査結果の再調査を行うとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、適時・適切な方法で再調査の進捗状況等およびその結果を説明し、再調査の結果を議会に報告します。

また、市長および市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限および責任において、当該調査に関する重大事態への対処または同種の事態の発生を防止するため、いじめを受けた児童生徒やその保護者への心のケアや、落ち着いた学校生活を取り戻す支援に努めるなど、必要な措置を講じます。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 施策の点検評価

この市基本方針に基づく施策の実施に当たっては、PDCAサイクルに基づき、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価を行います。

2 基本方針の見直し

この市基本方針は、国および県のいじめ防止基本方針の見直しがあったときや、いじめの防止等のための施策の点検評価の結果により必要があると認められるときは、見直しを行います。

3 学校いじめ防止基本方針の見直し

市基本方針の対象学校は、市立小中学校です。

学校いじめ防止基本方針は、市基本方針の見直しがあったときや、学校評価のいじめの防止等のための施策の点検結果により必要があると認められるときは、見直しを行います。

4 財政上の措置等

市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めます。